

## 第15回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年7月22日（金）15：00～17：30
- ・場 所 小樽市役所 本庁別館 3F 第1委員会室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、荒田委員、小笠原委員、佐藤委員、  
神野委員、中委員、栗田委員、山埜委員（田口委員欠席）  
（事務局）上石主幹、布主査

（事務局 布主査）

皆さん、お忙しいところ大変ありがとうございます。只今から第15回小樽市自治基本条例策定委員会を開催したいと思います。今回は市民、市長、市職員、議員の権利・責務としまして、資料は、委員長メモと他市の制定状況をまとめてございますので、御参考として頂きたいと思っております。それでは議事進行を横山会長よりお願いいたします。

（横山会長）

前回開催いたしました、委員会の内容につきましては、8月に部会でまとめていただきまして、もう一度委員会で検討することといたしまして、今回は、新しい項目を議論いたします。市民、市長、市職員、議員の権利、責務、役割について議論をいたします。それで、委員長メモを用意いたしました。資料の1です。市長の責務として1番から7番まであります。1番目「公正・誠実な市政執行、市民ニーズや意向の把握、効率的効果的な施策の遂行、市政運営方針の明確化などの記述が必要か」2番目「市職員の指導監督、様々な行政需要に対する人材の育成、効率的、効果的な組織運営に努めるといった文言が必要か」3番目「地域の魅力や情報の発信の記述が必要か、それとももう少し強く、後志地域や小樽市の魅力や情報を道内外に発信する記述が必要か」4番目「市民との対話、職員の研修機会の充実への努力、地域産業振興の記述が必要か」5番目「市民からの意見や質問に迅速に対応してわかりやすく説明する責任、市民生活に重大な影響のある事項についての施策の決定過程をわかりやすく市民に説明する責任、といった文言が必要か」6番目「「説明責任」を盛り込むとしたら、市長の責務、市職員の責務、それとも情報共有のどこに盛り込むのが適切か」7番目「1-6よりも、もっと具体的に書く必要があるか」以上について私より提起いたします。市職員の責務についても項目が7あります。1番目「公正・誠実な職務の遂行、専門的な知識の十分な発揮、幅広い視野などを盛り込むべきか」2番目「市民の視点にたって市民に平等・公平に相對することを盛り込むべきか」3番目「市職員自からも市民であることを自覚といった文言を盛り込むべきか」4番目「できるだけ縦割りの弊害を除去し、市職員同士の連携を行って解決する努力が重要という文言を盛り込むべきか」これにつきましては、今後おそらく行政運営の項目で議論をしたときに、そこに入れるということも考えられます。続きまして、5番目「縦割行政の克服など行政組織の問題にも触れる必要があるのか、それともそれは別のところで規定するのがよいのか」6番目「意欲的な勉強、学習、研修への積極的な参加などを盛り込むべきか」7番目「上記よりももっと具体的に書く必要があるのか」以上が市職員の部分です。議員の責務については、1番目「市民から選ばれた公職者としての自覚、自ら研鑽する努力、公益のための活動、市民の信託に応える、といった文言は最低限必要か」2番目「自治基本条例を誠実に守る、市長等の行政機関との緊張関係の維持、市民の様々な意向を把握して市民の声を反映させる、といった文言は必要か」3番目「議会活動に関する情報や市政の状況について市民に対して説明する、といった文言は必要か」以上3つのポイントがあり、4点目として「上記よりももっと具体的に書く必要があるのか」が議員の責務です。市民の権利、責務については1番目「市民の定義－住民

投票の住民の定義との関連は」2番目「市民の権利—具体的にどこまで書くのがよいのか、抽象度を高めれば「市民はまちづくりに幅広く参画（参加）する権利を有する」といった文言になるのか。」3番目「市民の責務—権利だけで責務は書かないとするのか。それとも権利とならべて責務、を書くのか。責務だと「まちづくりの主体としての意識と責任を持ってまちづくりに励まなければならない」といった文言が考えられる。あるいはもっと強く、自己責任、自己決定などの文言が考えられる。また、責務だと強いので市民の権利と役割にするのも一案である。」4番目は帯広市のように、市民の責務の表現が強い場合、第4条の3項で市民の責務を規定してありますが、その規定が「～なければならない」と強く規定しているので、それを意識して次の第4項に不利益条項を規定しております。つまり「不利益条項を「市民の権利と責務（役割）」に盛り込むことも可能だがどうだろうか」ということです。稚内市については、第15条に市民の責務について規定してありますが、「できる範囲でまちづくりに参画する。」と柔らかい表現になっておりますので、不利益条項については規定していません。自治基本条例での不利益条項の扱いについてはこの二つのパターンがあります。次に5番目「子どもの権利と責務を入れることは必要か。入れるならば、どのように盛り込むのがよいのか。」この部分について稚内市はあえて第9章に「子育て平和運動の推進」という項目があります。同市は、「子育て平和宣言」をしておりますので、それに合わせて「子育て平和運動」として規定しております。そうすると、6番目として「子どもの定義は必要か。子育て支援や子どもの安全という項目をおこして、そこに盛り込むことも考えられる。」以上が市民の権利責務の論点です。こういったことがこれから議論をしていく中で論点としてあると思います。資料の2は他市の規定をまとめたもの、資料の3は他市の規定の該当部分の抜粋です。以上が資料ですが、これから具体的に議論を進めていきたいと思いますが、今の委員長メモ、事務局資料につきまして御質問等ございませんでしょうか。それをお受けして議論に入りたいと思います。

（山崎委員）

よろしいでしょうか。稚内市で子どもに関する規定が自治基本条例にあるとお聞きしましたが、他の自治体で、別個に子どもの規定がある自治体はあるのでしょうか。

（石黒先生）

ニセコ町のまちづくり条例の第11条などありますね。

（事務局 布主査）

奥州市は住民投票の関連かもしれませんが、18歳未満の市民を子どもとして定義しています。

（横山会長）

奥州市は常設型で18歳以上でしたね。

（事務局 布主査）

あと資料として、3月2日に行いましたワークショップの2回目を「市長、職員、議員、市民のイメージ、役割」というテーマで行いました。そのワークショップの狙いも策定委員会のこの議論に生かす目的です。お手持ちのファイル中第10回目の委員会資料に結果をまとめてございますので、そちらも参考として頂きたいと思います。意見としましては、議会に対してはあまり意見が出ず、市長、職員につきましては良くも悪くもたくさんご意見を頂くことができました。

（横山会長）

そうですね。結構、職員に対しては厳しい意見が多くでています。そういうことも踏まえまして具体的に議論を頂きたいと思います。

（山崎委員）

前回の市長選挙でパーティ券の問題がありましたが、それが慣例化しているというニュースを見ましたが、そういうことはあってはいけないと思うので、市長の責務に関しては多少厳しく盛り込んだ方が、市民に対す

る態度としても良いのではないかなと思います。

(横山会長)

市長だけでしょうか。職員も含めてでしょうか。

(山埜委員)

職員も含めてですね。結局、事件の結果というのを良く知らない市民も多いので、そういった不祥事に対する小樽市の態度のようなものを条例に盛り込んで示していければいいと思います。

(横山会長)

公正な運営などの表現より厳しくということでしょうか

(山埜委員)

市長が公正な運営をするということは、若者の私がいうのもなんですが、普通のことと思いますので、そういったことを当たり前に行って、更にそこからどうするかということをもっと求めるべきだと思いますし、そういったことを条例に盛り込めればと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。委員長メモでは一般的な自治体ですと、「公正・誠実な市政執行や職務執行」という規定を入れているのですが、山埜委員からすると、今回の不祥事があったので、市長や職員の責務に公正、誠実という言葉より強い表現を入れるべきということです。規定するとしたらどういう表現があるでしょうね。

(山埜委員)

具体的な案があるという訳ではないのですが、他の自治体の条例を見ても標準的というか当たり前の感じなので、市民としてはそれ以上のものを市長や市職員に求めて、初めてまちづくりに関わっていただけるのではないだろうかという気はします。

(横山会長)

文言としては検討する余地はありますが、「公正」とか「誠実」とか一般的に自治体で規定されているような文言よりは強い表現でということですね。ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか、市長、職員、議員、市民どんなことでも構いません。事務局の方、市民の定義で定住外国人を入れているところほどのくらいありましたか。

(事務局 布主査)

外国人につきましては、住民投票については記述がありますが、自治基本条例本体に関わる市民の規定については記述がありません。したがって、除外もしていないので、規定どおりであれば含めるということです。

(横山会長)

住民投票で記述しているので、本体では除外はしていないのでしょうか。

(石黒副会長)

「住所を有する者」ということで定住外国人は入るということですね。それ以外にも通勤、通学、人だけではなくて法人なども入れている自治体が多いようです。そういう表現の結果、住民投票のときにどうするかということがあって、住民投票の対象とは違うということで、資格者を限定したり、別で定めたりということになっている自治体が多いかとは思いますが。

(中委員)

よろしいでしょうか。今回の山埜委員の御指摘の点で、私個人的には中松さんに、よく心の内は聞いてみたい気はします。ただ、中松さんだけを責めても仕方がない部分もあって、市長なので責任は取らざるを得ない部分はありますが、過去の積み重ねである行政のあり方というものが責められなければならないので、それを考

えずに今の任期の人だけを責めても、しょうがないような気がします。それで、私が行ってきた活動の中に街並み保存の活動がありまして、その運動体は東京に本部があって、全国組織として、毎年全国大会をしているのですが、その全国大会で毎年熱心に参加してくださる大学の先生がいらして、ものすごく熱意があって熱心で、自分の学生も出席させてくれたり、色々な大学の先生が参加していただいているのですが、私が話を伺ったのは法政大の先生でしたが、先生に伺ったところ、熱意のない先生に対しても意見はあるということでしたが、自分に置き換えても、なんでも一生懸命やる人もいれば、ある程度でやっておいたほうが楽ですからそういう人もいるでしょうけれども、それを、市長とか市職員に置き換えるのも乱暴かもしれませんが、小樽市の職員でも一生懸命な方もいますが、やはり一生懸命な人と、そうでない人では人生観も違っていると思いますが、いまこの条例を考えると、少しでも小樽を良くしようとしている人を基準に考えて、もっと職員が街の事を考えて精力的に努力するような路線を目指すようなことを、言葉でうまく作るのではなくて、実際に熱心にやっていくことができるようなことが求められていると思います。ですので、市の職員のモチベーションがもっともっと高まっていくような議論の場というようなものがより必要なのかなと思います。

(横山会長)

市の職員のモチベーションが高まるような努力が市長に求められる、ということでしょうか。

(中委員)

市長にも、市職員にも両方ですね。

(横山会長)

市長にも市の職員自らにもモチベーションを上げるような努力を必要とするということですね。

(中委員)

もちろんそれは、小樽市民にも同じようなことは言えると思います。

(横山会長)

先ほどの山埜委員のご意見についてはどのように思われますか。

(中委員)

もっともなことと思います。

(横山会長)

「公正、誠実な」よりは強い表現を使いたい、ということと別に、このモチベーションの問題の規定ですね。市長の責務、職員の責務に山埜委員から出ました意見につきまして、今現在の市政の問題ということも大事ですが、今後もずっと行政が問題意識を持ってもらわなくてはいけないので、「公正、誠実」ということよりも普遍性のある強い表現を条例に入れたいということです。そのきっかけになったのが今回の問題ということです。

(石黒副会長)

今の山埜委員のご指摘の問題で、もっと強い表現はどういうものをイメージするかという問題はあるのですが、企業でもいまコンプライアンス、法令順守という問題がありまして、当然行政でも法令順守によりということは表現としてあると思いますが、そういうことでクリアということでしょうか。

(横山会長)

そうですね、法令順守という方向なのか、精神的な点も含めてなのかということでしょうか。どこか強い表現をしている自治体はないでしょうか。

(事務局 布主査)

規定の仕方としては、奥州市の自治基本条例第13条の2項に「職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為（第32条においては「是正対象行為」という。）により、公共の利益に反する

おそれがある場合は、その事実を通報するものとする。」と内部告発を想定したものを規定しています。

(横山会長)

第32条では、公益通報として体制の整備や通報者への保護を規定していますね。これは相当強い規定ですね。内部告発を保障するという内容です。それと、石黒先生のご指摘の法令順守というポイントも、奥州市の第13条の第1項に規定しています。公正、誠実に職務を遂行するというこの前に、職務に関する倫理、法令順守ということ盛り込んで、次の項で内部告発について規定している。他には公益通報はないでしょうか。

(石黒副会長)

公益通報制度については江別市でも第20条に規定しています。これは公益通報者を保護する内容です。これについては議論があったのですが、私の参加していなかった市民会議で盛り込まれていて、これは職員を保護するような規定と理解をしている人が多かったようで、その後、私の参加していた原案の検討委員会において、

その議論の続きで、自治基本条例にはふさわしくないのではないかという議論があったのですが、この制度は職員を保護するためにやるのではなくて、違法行為があった場合に明るみにして、そういうことが起こらないようにするためのものという主旨の説明をいたしまして、その点は強く求めまして、削除せずに規定することとなりました。ただ、制度としてうまく理解されなかった印象はあります。

(横山会長)

行政運営に規定されているからでしょうか。職員の責務に法令順守などと一緒に規定してあったほうが、良かったのかもしれませんが。でも、石黒先生が削除の動きを止めたので規定として残ったわけです。

公益通報については手持ち資料ではその二つでしょう。奥州市は住民投票も常設型です。

(事務局 布主査)

奥州市は、市長や議員の責務の面でも「政治倫理の確立」といった強い表現が使われてる、厳格な印象があります。

(横山会長)

他のご意見いかがでしょうか。どんな切り口でも構いません。いま法令順守という表現が出ましたね。公益通報の制度はどうでしょうか。

(石黒副会長)

札幌市の時は市民会議の段階から参加しましたが、そこでは公益通報制度を入れるという意見を私は出しましたがけれども、支持者はなく規定はされませんでした。しかし、札幌市の自治基本条例第20条ですが、見出しは、公正で信頼の置ける行政運営の確保となっております。第1項で「市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備をすすめるものとする。」とありまして、その必要な制度の中に、公益通報制度もあり得るということを確認した経緯がありました。

(横山会長)

なるほど、委員の方は公益通報制度についてよく理解していたのでしょうか。

(石黒副会長)

そうかもしれませんが、表現としては入らなかったです。自治基本条例にあまり具体的な事まで規定しないほうが良いという面もあったかもしれません。条文として出てくると、制度として実施しないと条例違反となることもありますので、現在の札幌市の表現ですと、必要なものを作りながらということができるわけです。

(横山会長)

公益通報制度を入れるか入れないかは、強弱にかなり違いが出ます。

(中委員)

よろしいでしょうか。奥州市の条例で市長の権限責務の部分の第3項はかなり具体的に市政の方向性を打ち出しています。このような表現は他の自治体でもあるのでしょうか。

(横山会長)

これに近い表現はありますね。この権限責務の規定に近い表現をしている自治体が多いのではないかと思います。

(石黒副会長)

地方自治法にも、最小の経費で最大の効果を上げるように、といった表現もあります。法律にも規定があるので、同じような内容が条例でも出てくるのです。ただこの条例の「経営感覚」という言葉を入れているのが、どこまであるかというところとちょっとどうでしょうか。

(横山会長)

そうですね。経営感覚という表現はどうでしょう。

(事務局 布主査)

苫小牧市などは、市長の責務でも行政運営でも両方に財政運営について規定したりなどはあります。ただ「経営感覚」という言葉はあまり見ません。

(石黒副会長)

効率的とか、最大の効果を発揮するようとか、そういう表現はすごく多いと思います。

(横山会長)

そうですね、効率的とか効果的というような表現は多いですね。経営感覚まで入れるのはどうなのでしょう。民間の論理と、自治体の論理は必ずしも一致はしない部分がありますので、経営という表現がいいのかどうか。ただ、一方で公営企業などもありますし、赤字比率などが指標になってきていますから、ある程度感覚として持っていなくてはいけない部分もあるでしょう。

(石黒副会長)

行政の財政運営について、経営感覚がなさ過ぎるとする市民の批判もあるとは思いますが、ですからそういう内容も、ここで、議論がなかったとしても、議会から必要性について議論があるのかもしれない。

(神野委員)

よろしいでしょうか。財政の問題については、行政と一般の市民の感覚にずれがあると思いますので、一般市民にも納得のいくような表現であってほしいと思います。

(横山会長)

「財政健全化」とか、「効率的な」そういう表現でしょうか。

(神野委員)

「効率的」だと、個人的な意見かもしれませんが、言葉として行政からの視線で効率的というイメージがあります。

(小笠原委員)

よろしいでしょうか。今現実に問題になっていることについては、自治基本条例に規定する必要はあるのではないかと思います。自治基本条例があっても、なくても、市民からは何らかの形で意見は出ると思います。今回のパーティ券問題も自治基本条例の有る無しに関わらず意見は出ています。ですから、判断が難しいときに、自治基本条例の中に規定があれば、判断材料が提示されることで、小樽のまちにとっては非常に良いことだと思います。

(横山会長)

主張する人は、必ず自分の主張や問題意識にあわせるような形で、条例のチェックをするということはある

と思います。

(小笠原委員)

できることと、できないことは沢山あると思います。今、私たちが議論しているのは目に見えることしか議論していないですが、問題というのは、目に見えないことも、ないかもしれませんが、あるかもしれません。そういうことについては、この策定委員会では議論の対象としなくていいと思います。

(横山会長)

そうですね。自治基本条例の主旨としては、普遍的なものを規定していくということがありますので、色々な利害関係で、条例の一部分に焦点があたってしまうということは、想定もされますし、ある程度は仕方がないことと思いますが、抽象的で普遍的なものを、小樽市がこれからのまちづくりを進めていく上で、必要であると思うことを、盛り込んでいくという観点でいいかもしれません。そうした時に経営感覚という言葉が、良いかどうかは、判断の必要なことではあります。

条例ができた後に、利害関係が絡むような場合、条例と照らし合わせて議論になるということはあると思います。

(石黒副会長)

そのために作るという面もあると思います。指針としての意味合いもあるので、利害関係が絡むようなことにも使われて、指針の意味をもっていることも大事だと思います。

(小笠原委員)

先ほどの経営感覚ということですが、その言葉が突然出てくると違和感があります。その前段として、「市政運営にあたっては、地域を経営する感覚をもって～」などといったように、いきなり出てくるのではなくて、市政を運営する方針として、経営のような表現が一度出てくると唐突な印象もなくなるので、いいかなと思います。「経営する」というのが行政にとってどうなのか、という議論も出てくるとと思いますので、ワンクッション置いたほうがいいと思います。

(横山会長)

経営感覚とまで規定すると、行政の事業の場合、赤字でも市民サービスのため、実施を迫られるケースがありますので、そういうことも経営感覚と一言でまとめてしまって、黒字にならないものは実施しないことになると問題になるので、そういったことにも配慮は必要です。

(石黒副会長)

委員長メモの4番目にあります「地域産業振興」というのもある意味、地域経営という意味合いがあると思います。

(横山会長)

どこの自治体か記憶が定かではないのですが、自治基本条例の議論で、「地域産業振興」を市長の責務に入れるのは不公平だという議論がありました。つまり、市長の責務としては、福祉、教育など色々施策的な義務があるのに、なぜ産業振興だけなのかという議論がありました。

(荒田委員)

奥州市の条例を見ると、「常に経営感覚をもって」となっていますね。すごく強い表現ですね。その後にあります「事業運営及び財政の健全化」というのは当然必要とは思いますが。ただ同じように、行政に経営感覚をということにはならないのかなと思います。逆に「リーダーシップ」という言葉が入っているので、そういう表現は必要だと思います。

(横山会長)

なるほど。「リーダーシップ」は確かに必要ですね。経営感覚のことでは、地方の自治体で、民間のホテル等がないために、自治体でホテルの運営をしているところがあります。そういったところも、必ずしも黒字ではなく、赤字の自治体が多いはずですが、しかしながら、赤字はあるにしても、地域の雇用が確保されたり、地域の食材を使っていたり、観光に繋がったり、色々効果はある訳です。そうすると一面的には赤字はあるけれども、広く考えると経済効果はあるということがあります。当然、赤字を縮小する努力は必要とは思いますが、行政が行う事業にはそういった性格の事業もあります。

帯広市の場合、市長の責務の中に、「帯広・十勝の魅力や個性を生かしてまちづくりを推進しなければならない。」と規定しました。帯広市での規定ということでも、十勝は1つという感覚があって、地方の一体感が強い土地でした。それで、帯広・十勝というように規定しました。

稚内市の場合、稚内と宗谷と一緒に規定するという感覚はなかったです。ですので規定も「本市の魅力や情報を積極的に国内外へ発信するよう務めます。」としています。

(小笠原委員)

小樽も後志の一部ですが、北後志定住自立圏として他町と連携を図っているところではあります。今は関係は薄いですが、こういうものを通して、一体的なものを目指してもいいのではないかなと思います。

(石黒副会長)

大体の自治基本条例を制定している自治体に当てはまると思いますが、自治基本条例の最後の方には、他の自治体との連携ということが規定されています。そういう部分に規定することもあると思います。

(横山会長)

そうですね。そこに委員長メモにもありますが、例えば「後志地域」ということが入ってくると、具体性が伴ってくるように思いますね。自治基本条例の最後に規定されている、他の自治体との連携というのは、割と一般的な意味合いで、近隣市町村や北海道などと連携というふうに使われています。もう少し強い表現で後志という表現を入れるという手はあるかとは思いますが。

(石黒副会長)

廃棄物の広域連合などもありますので、そういった広域での動きもありますので、そういう意味でも規定することも選択肢ではあります。

(栗田委員)

よろしいでしょうか。話は変わるのですが、先日、道議会で議員定数と政務調査費の削減について話があって、結局決まったのが、政務調査費の一部削減のみであったようですが、そういう経緯を見ますと、選挙民としては誠にもどかしいといえますか、悲しい思いがあります。もちろん、道議会議員の先生たちも、議員としての責務を理解しながら、自分たちの利害を優先するようなことに近いような結果です。そういうことについても、いくら条例を制定して明文化したとしても、一番大事なのはご本人の自覚が大事であると思います。

例えば、先日私が、商大の100周年があり、その中で、伊藤整文学賞の選考委員をされた方が、小樽に来て、中心部を歩いてみて、メインストリートがシャッター通りになっている、過去の小樽はどうなったのかということを投稿されていたのですが、例えば、話は飛躍しますが、その中心部をどのように再生するかということを、市民、市長、議員でそれぞれ考えて、具体的に意見をぶつけあわせるようなことをこういった条例に反映させるということはどうなんでしょう。実際に先ほどの道議会議員の話については市会議員でも同様のよう気がします。そういったことを具体例をもってどのように自治基本条例と関わっていくのかを、この委員会で提言することは難しいでしょうけれども、そういったもどかしさを一市民として感じる人が多いです。

(横山会長)

1つは、自治基本条例では、議員の責務、議会の役割、責務などが出てきますので、議員の方たちも当然条

例を意識して行動しなければいけないこととなります。ですからその時に、ある程度強いメッセージを自治基本条例に規定すれば、それだけ効果というのはあると思います。具体的なものを盛り込むということには中々ならないです。ただ、北海道は議会の規定が入っていない条例です。つまり、道職員と知事と道民の責務や役割は規定するけれども、議会の規定はない行政基本条例になっています。ですので道議会に対しては拘束力はないのです。ですので、給与にしても、道の職員は年収の1割くらいカットしていますが、議員の方については、政務調査費が全国的に見ても高いということで、その部分を主にカットということになっております。

ですので、自治基本条例に議会の規定について強めに規定することはできます。

(栗田委員)

やはり大事なのは、当事者の意識だと思います。当事者の意識が変わらなければ、何も変わらないと思います。

(横山会長)

例えば、稚内市の自治基本条例で、市議会議員の責務の部分で、第20条に「市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行します。」と一般的に規定しています。もちろんこの表現よりももっと強い表現を条例の中に盛り込むことも可能です。ただ、最終的にはこの委員会での案を議会で承認を受けなければなりません。あまりに表現が強いと議会の反発や、修正を求められることもあるかもしれません。

(中委員)

給与の話ですと、市長は職員と比べて歴然たる責任があるのに、給料をあれだけ削られると大変なきもします。責任ばかり追及されて、報酬が伴っていないというか。

(横山会長)

確かに、この流れで行くと、市長や議員をやろうという人が居なくなってくることもあるかもしれませんね。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。今の小樽市のパーティ券の問題などは、私は、小樽市の体質的な問題が表面化したと思っています。それは、ここ2、3年のことではなくて、何十年と積み重なってきた中で起きた問題と思っています。それは、例えば自治基本条例があって、責務や役割や職員の指導といった項目があっても、そういった項目をきちっと実践、指導しなかったという人間的な問題が今回露呈したものであって、そういうことは、危険性を回避するというで盛り込むこともいいとは思いますが、具体的なものはいらないと思います。具体的なものというと、委員長メモにあります人材の育成だとか指導監督といったことで網羅されていると思います。職員の責務にしても、公正誠実だとか市民に対するものはあるのでいいと思います。ただ、私の考えでは、市長でも市職員でも、それから私たち市民の定義の中にも今の小樽を見据えての自治基本条例での規定が欲しいという気がします。というのは小樽は全国でも高齢化している都市です。最近の厚生省の発表では、高齢者の独居というのは統計として、急激に増えつつあります。こういう中で今後小樽は、高齢者の街になって行く中で、先ほど委員長メモ、市民の権利責務の中に子どもの権利がありますが、私は、こういった規定とあわせて高齢化社会になっていく小樽の現実というものを、マイナスとだけ捉えているわけではないのですが、高齢化でもうまくまちづくりしている自治体は沢山ありますので、例えば、長野県などは、高齢化ですが一人当たりの医療費も全国1低い。地域に優しい医療というものを実践している結果とは思いますが。そういった取組も、市民、行政との取組での結果のひとつだと思います。そうした結果は、地域の医療だけでなく、特産物などといったことも絡めながら、生涯を全うするということと向かい合って地域おこしを行った結果だと思います。小樽もそういったことを考えると、地域的には恵まれている、気候、風土、住みやすいまち、歴史、文化などがあります。ですので、決して高齢化社会になっていても住みづらい街ではないと思います。ただ、医療の問

題になってくると、とても住みづらい。私たちにとっては病院はあったほうがいいし、小さいより大きい方がいいですけども、大きい病院を抱えることによって、個人病院などは小樽を離れていく、大きい市立病院としたときの医師の確保の問題など、そういう中で、これからの小樽のまちを見据えたまちづくりの項目というものも、市民の権利や義務的なものでもいいと思いますが、子どもの権利などと合わせて、高齢化社会小樽の今後と現実みたいな形で、小樽に住む人々の今後の生活の下支えみたいなものがあると、条例を読んだ人が、こういうことも私たちの中で、責務、権利、義務といったことが盛り込まれているという実感をもって、まちづくりに参加してくれるような気がします。具体的な規定としては今直ぐ思いつきません。

(横山会長)

稚内市は、市民の権利、責務ではなくて、子育てということで別項目にしました。このように、高齢化に対応するまちづくりということで、別に規定することも可能ですし、あるいは、市民の権利責務に入れることも可能です。稚内市で議論したときには、政策的な問題ですが、地域医療の内容を入れざるを得ないことになりまして、第34条に「医療と福祉の充実」とありますが、政策的な事柄ですが、委員全員の意見として出しました。稚内市の地域の問題として、開業医がほとんどいない状態で、地域の中核病院が市立病院ということになっておりまして、一次救急から、学校の定期健康診断まで全部をこなしている状態なのです。外来も混雑して待ち時間などが問題になってくる。そこで何とか開業医を増やせないかということで医療の問題というのが議論になりました。ただ、医療だけを突出して自治基本条例に入れるとバランスが悪くなるので、「医療と福祉の充実」と一般的な形で規定しました。

(佐藤委員)

個人的には、これから抱える課題の1つとしての高齢化社会ということがあって、そういったことから来る医療の問題だとか、地域の産業や文化なども含んでのイメージです。あと5年もすると今よりもっと高齢化が進むと思いますので。

(栗田委員)

そうですね、31%くらいだと思います。

(横山会長)

3人に1人であれば、町村よりも高い状態ですね。

(荒田委員)

一方では少子化対策というのも、先ほど子どものこともお話がありましたが、大事だと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。今日の段階で、あといかがでしょうか。こういったことを規定した方が良いのではというご意見、ございませんか。市民の責務で、委員長メモの3番目がありますが、他の自治体を見ると、権利だけ規定して、責務は規定しないで、市民の権利と役割としている自治体もあります。それから責務を規定している自治体は、相当強い表現を使っている自治体と、それほど強くない表現を使っている自治体があります。強い表現を使っている自治体は不利益条項を規定しているというのが主なところです。このあたりも、今日出なくても議論してまとめたいところです。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。市長の責務と、市職員の責務と、議員の責務は理解できるのですが、市民の場合は権利と、責務という表現になるのでしょうか。義務とかではどうでしょう。

(横山会長)

責務でしょうね。条例ですので、バランスを考えると、ここだけ義務というものかどうかと思います。権利の対になる言葉です。

(佐藤委員)

そうですね。ただ、市長と市職員と議員、対市民という風を感じるものですから、同じような表現なのかなと思いました。

(横山会長)

なるほど。市長の責務と役割、市職員の責務と役割という表現でもいいですが、ただ、市民の部分については、権利と役割としている条例もあります。

(中委員)

私も佐藤委員の意見と近くて、責務というと身構えるというか、なかなか物が言い難くなるような気はします。発言に対する責任も重く感じます。

(横山会長)

なるほど。それに対しては、大抵の場合、不利益条項を規定していますね。どちらかだと思います。強い責務を盛り込むと、帯広市のように不利益条項を入れる、稚内市のように表現が柔らかければ入れない。

(佐藤委員)

まちづくりに関する条例なので、市民側の規定であるべきと感じますので、責務だと表現が強い印象があります。

(横山会長)

なるほど。例えば帯広市の第4条にもありますが、結構表現は強いですね。第3項で「まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。」と強く規定してあるので、第4項で不利益条項について規定しています。稚内市については、責務をあまり強い表現にしないで、「市民は実情に応じて、出来る範囲でまちづくりに参加するよう務めます」という柔らかい表現にしましたので、不利益条項はいらないということでした。ですので、責務の規定といっても強い表現で規定している自治体もあれば、弱い表現で規定している自治体もあります。さらに、責務ではなく、役割としている自治体もあります。

(中委員)

いずれにしても、条例ができることによって、市民の立場が、いまのところぼんやりしていますが、まちづくりにむけて一緒にがんばっていくという方向になりますね。

(横山会長)

そうです。

(中委員)

それから、委員長メモの市職員の責務で、「できるだけ縦割りの弊害を除去し、市職員同士の連携を行って解決する努力が必要という文言を盛り込むべきか」とありますが、これが重要であると提言している方も何人もいらっしゃって、納得するのですが、例えば、自治基本条例に盛り込んで実現に向かうとして、手法とか、実現したときの体制とか、あまりイメージができないのですが。

(横山会長)

今までは、国や省庁が縦割りで政策をしてきて、それが市民にも及んでいます。ですので、たとえば福祉問題ですと、ある自治体に行って調べたところ、介護関係の住宅が色々、グループホームや高齢者生活福祉センターですとかあるのですが、そこは介護担当で案内して説明してくれるのですが、それと別にシルバーハウジングというのがありまして、これもきちっと管理者が居て、高齢者の入居者の状態に気を配ってくれるのですが、これの自治体担当は介護ではなく建設担当となっています。これは結局、国土交通省の予算なのです。そうすると自治体は国土交通省の予算を使うので、建設課が対応する。福祉系のものは厚生労働省の予算ですの

で、福祉担当が対応するという事になっています。しかし、それこそ連携してもらわなければ困ります。実際に利用する人たちには、そういった事情は関係なく同じ目的で利用する訳ですから。ですからそういう連携の事です。ただ、この点を規定した方がいいのかどうかという点については、行政組織のことにもかなり踏み込んでいますので、市職員の責務に入れることなのかどうかという疑問はあります。ですので、例えば、縦割りの弊害の除去というのは入れないで、市職員同士の業務上の連携といった表現でもいいかもしれません。もし縦割り行政の克服というのを入れるとすれば行政運営の方に入れるのが良いかもしれません。

(中委員)

6番目の、勉強、学習、研修というのは今の段階では出来ていませんよね。

(横山会長)

研修はやっていますよね。昔は江別のセンターでの研修があったと思いますが。

(事務局 布主査)

今はセンターはないので、講師を招いて庁内での研修になります。

(中委員)

10年くらい前なのですが、国の文化財の指定の考え方が、産業遺産、登録文化財なども含めるようになり、そういったものも保護すべきというように考え方が膨らんだ時期がありまして、そういう時期に、私も市内の歴史的建造物の保存に携わったことがありまして、その時に、国の登録文化財の指定を受けようと思って、範疇には入っていたのですが、なかなか市が動いてくれなかったというか、市長はとってもいいようなことは言ってくれたのですが、担当者が結構面倒くさかったのと、あまり知識がなくて反対されました。それで、市の職員に反対されたのに無理して文化財の登録を申請しなかったことがありまして、市の職員がちょっと勉強不足だなと感じました。私でも少し勉強すると、国の文化財の指定がどう動いてきているのかはつかめたのですが、市の職員の方がかえって知らないことがあって、もう少し勉強してくれたらいいのになと思いました。

(横山会長)

ありがとうございます。積極的、意欲的な学習ということでしょうね。担当部署でしっかりやってもらうことになりますね。先ほどの縦割りの問題を考える際に恵庭市の例はヒントになるかもしれません。つまり、昨日恵庭市に行きまして、講演してきたのですが、恵庭市では今回林野庁の、道産材を使えば補助率が高くてほぼどんなものにも使える補助金を使い、学童保育の部分ですとか、子育て支援の関連ですとか、町内会の会館機能、高齢者向けのコミュニティセンターなどもそのハード関連として一まとめとした施設を作りました。そういう補助金も色々出来てきているみたいですから、横の連携というのが重要になってくるとは思います。その施設では作った後にソフト面をどうするか知恵を絞る必要が色々あるでしょう。

※今後については、委員各自で、この市民、市長、市職員、議員の責務について入れるべきという項目を各自考えて、9月の策定委員会で議論することとなった。以上で議論は終了した。

